

桶 川 市 緑 地 指 導 基 準

1 緑地の面積

開発事業における緑地の面積は、予定建築物等の用途等及び開発区域の規定に応じて、次に掲げるところにより開発区域面積に対する緑地率を確保しなければならない。なお、緑地の面積は、有効面積とし、縁石等は含まないものとする。

(1) 中高層建築物

開発区域面積		500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
緑地率	商業地域	5%	埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」の届出を要する。
	その他地域	7%	

(2) 中高層建築物以外の建築物

(1)の表中「商業地域」の緑地率による。

(3) 主として住宅を目的とした中高層建築物

(1)の表中「その他の地域」の緑地率による。

(4) 工場、倉庫等

開発区域面積	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
緑地率	15%	埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」の届出を要する。
緑地帯の幅員	0.5m以上	

参考：緑地率＝緑地面積／開発区域面積×100

2 接道部の緑地

開発区域に接する道路に沿って設置する緑地については、接道部から奥行き3.0mを限度として、商業地域は2.0倍、その他の地域は1.5倍でその面積を算出することができる。

3 植栽基準

(1) 植栽地には、20㎡当たり高木（成木に達したときの樹高が3.0m以上。以下同じ）を1本以上、中木（1.0m以上3.0m以下）を3本以上、

低木（1.0m以下）を15本以上それぞれ植栽すること。ただし、高木1本は中木2本、中木1本は低木3本に置き換えることができる。

- (2) 植栽計画に当たっては、ビャクシン・イブキ類（別紙）の植栽はしないこと。
- (3) 植栽地の裸地は、出来る限り地殻類により覆うこと。

4 緑地の配置

- (1) 緑地は、出来る限り接道部に設置すること。
- (2) 建築物の周辺の緑地については、管理用の通路を設けること。
- (3) 車両の出入り口付近の植栽は、出入りの安全を考慮した配置とすること。
- (4) 緑地の周りは、縁石等で仕切ること。

5 緑地の管理

設置された緑地については、樹木生育のため、適切な管理を行うこと。

附 則

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別 紙

ビヤクシン・イブキ類とは、主に次のものを言う。

カイズカイブキ

ビヤクシン

タマイブキ

クロイブキ

ハイビヤクシン (別名ソナレ)

ミヤマビヤクシン (別名シンパク)

タチビヤクシン

ネズ (別名ネズミサシ)

ハイネズ (別名オオシマハイネーズ、ミヤマネーズ)

スカイロケット